

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

令和4年11月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

米子市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和4年2月19日

(2) 事故発生場所

米子市古豊千地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、

駐車場で前進した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。